2021年4月 VOL.7

小林勝哉
社会保険労務士事務所
事務所通信と最新情報

本号の内容

テレワーク推進に
企業向け新指針発表

社会保険労務士向け
合同事務所ご案内

子どもを安心して
生み育てられる社会を

テレワーク推進に
企業向け新指針発表

「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」の公開

内閣府調査でテレワーク実施率は全国で約2割・東京23区で約4割と定着してきましたが、実施率の低い業種が残っています。
新たな企業向けテレワークガイドライン（指針）のポイントは、次の4点です。
１・非正規労働者だけ認めないなど、雇用形態を理由とする区別を禁止。
２・長時間労働対策として、休日などに働ける範囲、職場からの連絡ルールを労使で取り決め。
３・出勤したかどうかで、仕事量や人事評価に差をつけることを禁止。
４・業務に使う物品や通信費は就業規則で規定。
ご一緒に、テレワークを通じて新しい働き方を実現し、笑顔溢れる職場を作ってまいりましょう。

社会保険労務士
合同事務所ご案内

合同事務所「市ヶ谷労務コンサルティング」（新宿区納戸町33）では、新しく社会保険労務士向け応援プラン（月額使用料4万円）をご用意しております。
10名の社会保険労務士が机を並べて新宿地域の発展のために汗を流しております。
お気軽にお問合せ下さい。

子どもを安心して
生み育てられる社会を

2020年の人口動態統計から

政府が2021年3月に発表した2020年の出生数は速報値で87万2683人と過去最少を記録したことが、話題になっています。
要因は、未婚の増加、晩婚化、キャリア形成と出産時期、結婚を望んでも難しい貯蓄状況、コロナ禍での妊娠見送り、などさまざまにあります。
日本の現状を打開する一つの対策は、女性が働き続けられる環境の整備です。もう一つは、男性の家事・育児への参加の促進です。
当事務所では、テレワークの導入から定着までのトータルサポートを行っているほか、各種認定制度を活用して女性活躍・育児介護などを支援する仕組みづくりのご支援を行っております。
お気軽にご相談ください。

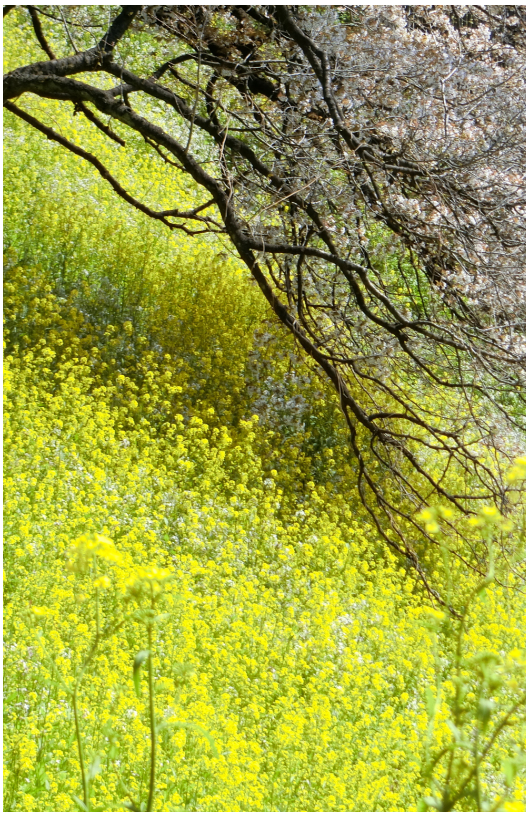

小林勝哉
社会保険労務士事務所

〒162-0837
東京都新宿区納戸町 33　東京左官会館 3 階
TEL：03-6228-1336
FAX：03-6800-5979